

令和 2 年度の障がい者虐待に係る本市状況について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第35条に基づき連携協力体制について、本市が対応した障がい者虐待に係る事例の共有について、令和2年度の本市状況について以下のとおり報告します。

●養護者による障がい者虐待

事例1 障がい種類 身体・精神

【相談・申出等】本人から通所している事業所に話をし、事業所から福祉課に情報提供

養護者が仕事から自宅に帰ってきた後、本人を無言で頭や肩をたたいた。

【対応】

本人より、擁護者に会い暴力行為について話をすることについては、擁護者が余計にストレスをためるだけなので辞めてほしいと申出があり、事実確認はできませんでした。本人には、「擁護者からの暴力行為が続くなら、市に連絡してもらおう。」ことと「今後何かあった時のために短期入所のサービスを相談支援事業所に調整してもらおう。」ことについて本人に承諾を得て、短期入所の支給決定につながりました。

事例2 障がい種類 精神

【相談・申出等】本人から警察へ連絡、警察から福祉課に情報提供
本人と養護者の間で口論になり、擁護者が本人に平手打ちをした。

【対応】

養護者が本人を叩いたことを認めていることから、身体的虐待と認定しました。福祉課より本人に連絡した際には、仲直りしており、養護者からの暴力もないということでした。本人には、暴力等で身の危険を感じたときは、警察に連絡するように伝え、養護者に対しては暴力を振るわないように伝え、悩みなどがあれば、福祉課へ連絡するように伝えました。

事例3 障がい種類 知的

【相談・申出等】養護者から警察へ連絡、警察から福祉課に情報提供
本人と養護者の間で口論になり、養護者が本人に対して家を出て行けと怒鳴りつけたとこと、本人が上半身裸のまま、家を飛び出した。

【対応】

本人に話を伺ったところ、口論の中でカッとなり、家を出て行ったが、苦痛や恐怖は感じておらず、養護者への反発で家を出たということであり、虐待認定はしませんでした。本人と養護者には今後気をつけてもらうように注意し、悩

みなどがあれば、福祉課へ連絡するように伝えました。

事例4 障がい種類 知的・精神

【相談・申出等】本人から警察へ連絡、警察から福祉課に情報提供
本人と養護者の間で喧嘩になり、養護者が指を切ったことから警察に連絡。警察が話を聞く中で、養護者が本人のお金を管理しているという話があったことから、経済的虐待になるのではないかとということで情報提供があった。

【対応】
本人に話を伺ったところ、本人のお金は保佐人が適切に管理していました。本人は養護者に借金をしており、新たに借金をしてしまうと悩んでいる状況であったことから、養護者への返済が終わるまで、借金をしないこと。今後、借金をしなくても生活できるように生活を改善するように。」と助言しました。

事例5 障がい種類 精神

【相談・申出等】養護者から警察へ連絡、警察から福祉課に情報提供
本人と養護者の間で喧嘩になり、喧嘩の中で養護者が自傷行為のため、ナイフを持ったため、本人が制止しようとして指を切った。

【対応】
身体的虐待には該当しないことから、虐待認定はしませんでした。擁護者には興奮した際には極力刃物に近づかない、持たないようことと助言しました。

●障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待

事例1 障がい種類 身体

【相談・申出等】施設長から福祉課に報告
施設職員が巡回時、本人の尿取りパッドを外しているのを確認し、パッドを当てなおす。再度、巡回時に本人の尿取りパッドを外れていたことから、そばにあった髭剃りの充電器コードをベッド柵に通し、コードの端を手首に巻き付けた。

【対応】
身体的拘束に該当するため、身体的虐待と認定しました。本事例の発生要因として、夜間巡回の職員が一人であり、他の利用者の便失禁の対応もあり、疲労していたことがあり、施設としては夜間の職員体制を複数体制にすることの検討や、施設内で相談や悩みが共有できるようミーティングで周知していくといった対応を取られました。

事例2 障がい種類 不明

【相談・申出等】本人の親の友人から福祉課に相談

本人は施設の職員から虐待を受けている。虐待をしている職員は言葉遣いや態度が悪い人であり、本人は以前より、あざや傷が服に隠れていることがある。

【対応】

本人の名前や職員の名前を聞きましたが、これ以上は何も伝えたくないと電話を切られたため、京都府に意見を伺ったところ、この内容では事実確認が困難であることから、新しい情報があれば、連絡いただきたいということでした。今後、新たな情報があれば、京都府に意見を伺いながら対応していきます。

事例3 障がい種類 精神

【相談・申出等】本人から福祉課に相談

特定の職員より、暴言やほうきで叩かれるといった暴行を受けている。その職員は他の利用者に対しても同じような行為を行っている。他の職員に相談したが、他の職員も見て見ぬふりで解決に至らなかった。

【対応】

事実確認のために、市職員と京都府職員で施設への訪問調査を実施しました。調査の結果、本人の相談内容と一致する部分はあったが、「虐待の具体的な事実確認には至らなかった」ことから、今回、虐待事実の判断はできませんでした。施設に対しては、「苦情事例の施設内共有」・「職員への研修の充実」・「職員の相談体制の充実」・「支援方法の定期的な確認」についてお願いしました。

●使用者による障がい者虐待

事例1 障がい種類 精神

【相談・申出等】本人から京都労働局へ相談、京都府から福祉課に情報提供

(令和元年度に本人から京都労働局へ心理的虐待として相談されました。虐待判定は困難と判定されました。今回は性的虐待として相談されました。)

入職時に人から触られることなどが耐えられない等の潔癖症の症状を持ち合わせていることを申告していたにも関わらず、職員から背中を触られた。

【対応】

京都労働局より虐待の判断は無と通知がありました。本人からは福祉課にも相談があり、本人と事業所間で上手く折り合いがつくよう市や医療機関も対応しています。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第 35 条に基づく連携協力体制について

1 根拠法等について

(1) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「法」という。）第 35 条では、市町村における連携協力体制の整備について以下のとおり規定されている。

<法抜粋>

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(2) 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（厚生労働省マニュアル）

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（平成 24 年 10 月厚生労働省発出。以下、「マニュアル」という。）」において、以下のネットワークを整備することとされている。

<マニュアル抜粋>

① 虐待の予防、早期発見、見守りにつながるネットワーク

地域住民、民生児童委員、社会福祉協議会、知的障害者相談員、家族会等からなる地域の見守りネットワーク

② サービス事業所等による虐待発生時の対応（介入）ネットワーク

障害福祉サービス事業者や相談支援事業者など虐待が発生した場合に素早く具体的な支援を行っていくためのネットワーク

③ 専門機関による介入支援ネットワーク

警察、弁護士、精神科を含む医療機関、社会福祉士、権利擁護団体など専門知識等を要する場合に援助を求めるためのネットワーク

2 ネットワークの構築について

城陽市障がい者虐待防止対策事業業務（市内相談支援事業所に委託）の実施や、城陽市障がい者自立支援協議会（以下、「協議会」という。）、京都府虐待防止センターと連携し、上記ネットワークを構築済み。

3 協議会の活用について

(1) ネットワーク機能の付与について

城陽市執行機関執行機関等の附属機関の設置等に関する条例第2条の別表において、協議会が担任する事務は「障がい福祉の計画や増進等に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。」と定めている。

障がい者虐待防止に関することは、障がい福祉の増進等に関することである。

また、協議会において、本市障がい者虐待防止等の協議を行い、関係者が情報共有等を行うことで、既存の障がい者虐待防止に係るネットワークを強化することにつながる。

よって、協議会にネットワーク機能を付与（平成30年度より）し、以下の内容について協議を行う。

なお、虐待案件（障がい者虐待として本市が認定した案件。平成24年度より、在宅生活する障がい者の虐待認定案件は1件。）が発生した場合のみ協議を行う。

（協議内容）

- ・障がい者虐待の防止に係る関係機関等の連携並びに意見及び情報に関すること。
- ・障がい者虐待の予防、早期発見、早期対応及び再発防止の対策に関すること。

(2) 構成員について

虐待案件が発生した場合は、専門的な見識が求められることが想定されるため、城陽市障がい者自立支援協議会規則第5条により、必要に応じて委員以外の者として関係者の出席を求める。

なお、マニュアルにおいては、専門機関による介入支援ネットワークとして、警察や権利擁護団体を挙げており、類似する高齢者虐待に係る会議においても、警察及び権利擁護団体が参画していることから、本協議会におい

ても、必要に応じて、臨時委員として、城陽警察署、城南人権擁護委員会の出席を求める。